

国民健康保険及び後期高齢者医療の 医療費の減免について

安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者の医療費（医療保険適用分）の減免について、期間を平成31年8月末まで延長して実施しています。

1. 対象となる方

安平町国民健康保険の被保険者または北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者で次のいずれかに該当する方

- ① 住家の全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼またはこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が事業または業務を休廃止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い方

2. 減免証明書の交付について

平成31年8月31日までに医療機関を受診する場合は、申請により減免証明書を交付します。

保険証と減免証明書を医療機関等の窓口へ提示することにより医療費（医療保険適用分）の支払が免除されます。

手続きに必要なもの

保険証、印鑑、り災証明書など要件を確認するための書類

※国民健康保険の場合は即日交付となりますが、後期高齢者医療の場合は、交付まで数日かかります。

3. 還付について

平成30年9月6日以降に、すでに医療機関等で医療費（医療保険適用分）を支払った場合、申請により還付を受けることができます。

手続きに必要なもの

保険証、印鑑、領収書、ご本人名義の通帳など金融機関口座がわかるもの

※後期高齢者医療の場合は、減免証明書が交付された後の手続きとなります。

4. 減免または還付の対象となる医療費

平成30年9月6日から平成31年8月31日までの診療分（医療保険適用分）

受付窓口 健康福祉課国保・介護グループ（総合庁舎）

住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

受付時間 8時30分～17時15分 ※土日、祝日を除く

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072